

春日部市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第203号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条            名称 <u>春日部市立医療センター</u>            位置 <u>春日部市中央六丁目7番地1</u>            (組織)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条            名称 <u>春日部市立病院</u>            位置 <u>春日部市中央七丁目2番地1</u>            (組織)</p>
<p>第5条 法第14条の規定により、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>春日部市立医療センター</u>を置く。            (診療科目及び病床数)</p>	<p>第5条 法第14条の規定により、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>市立病院</u>を置く。            (診療科目及び病床数)</p>
<p>第6条</p> <p>(2) <u>循環器内科</u>            (3) <u>血液内科</u>            (4) 呼吸器内科            (5) 神経内科            (6) 消化器内科            (7) 糖尿病・代謝内科  <u>(8)</u> (略)  <u>(9)</u> (略)            (10) 消化器外科            (11) 乳腺外科            (12) 小児外科  <u>(13)</u> (略)  <u>(14)</u> (略)  <u>(15)</u> (略)            (16) 形成外科</p>	<p>第6条</p> <p>(2) <u>循環器科</u>            (3) <u>血液・化学療法科</u>    <u>(4)</u> (略)  <u>(5)</u> (略)        <u>(6)</u> (略)  <u>(7)</u> (略)  <u>(8)</u> (略)</p>

<p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>精神神経科</u></p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) <u>病理診断科</u></p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) <u>歯科口腔外科</u></p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>神経科</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>歯科（口腔外科）</u></p> <p>(18) <u>健康管理科</u></p>
<p>3 病床数は、一般病床<u>361床及び感染症病床2</u> <u>床</u>とする。 (名誉院長)</p> <p>第11条 市長は、病院長（春日部市病院事業管理 規程（平成20年病院事業管理規程第1号）第9 条第1項に規定する病院長をいう。）の職にあ った者のうち功績が顕著であると認めるもの に対し、規則で定めるところにより名誉院長の 称号を授与することができる。</p>	<p>3 病床数は、一般病床<u>350床</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(春日部市職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>市立医療センター</u>等に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>市立病院</u>等に勤務する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p>

(春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の一部改正)

3 春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例（平成17年条例第206号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p><b>春日部市立医療センター</b>医療技術者奨学金貸与条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、将来<b>春日部市立医療センター</b>(以下「<b>市立医療センター</b>」という。)において医療業務に従事しようとする者に対する学資(以下「奨学金」という。)の貸与等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き奨学金の貸与を受けた期間(第7条第2項の規定により奨学金の貸与を休止した期間を除く。次号において同じ。)の2倍に相当する期間(当該期間が5年を超える場合にあつては、5年。次号において同じ。) <b>市立医療センター</b>に勤務したとき。</p> <p>(2) 第2条第1号に掲げる養成施設に進学し、卒業した日から引き続き奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間 <b>市立医療センター</b>に勤務したとき。</p> <p>(返還の債務の裁量免除)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き2年以上 <b>市立医療センター</b>に勤務したとき。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き <b>市立医療センター</b>に勤務しているとき。</p>	<p><b>春日部市立病院</b>医療技術者奨学金貸与条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、将来<b>春日部市立病院</b>において医療業務に従事しようとする者に対する学資(以下「奨学金」という。)の貸与等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き奨学金の貸与を受けた期間(第7条第2項の規定により奨学金の貸与を休止した期間を除く。次号において同じ。)の2倍に相当する期間(当該期間が5年を超える場合にあつては、5年。次号において同じ。) <b>市立病院</b>に勤務したとき。</p> <p>(2) 第2条第1号に掲げる養成施設に進学し、卒業した日から引き続き奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間 <b>市立病院</b>に勤務したとき。</p> <p>(返還の債務の裁量免除)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き2年以上 <b>市立病院</b>に勤務したとき。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第11条</p> <p>(1) 養成施設を卒業した日から引き続き <b>市立病院</b>に勤務しているとき。</p>

(春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前に、前項の規定による改正前の春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例(以下「改正前の奨学金貸与条例」という。)の規定によりなされた奨学金の貸与は、前項の規定による改正後の春日部市立医療センター医療技術者奨学金貸与条例(以下「改正後の奨学金貸与条例」という。)の相当規定によりなされた奨学金の貸与とみなす。

5 この条例の施行の日前に、改正前の奨学金貸与条例の規定により奨学金の貸与を受けた者の養成施設を卒業した日から引き続き春日部市立病院に勤務した期間は、改正後の奨学

金貸与条例の規定により養成施設を卒業した日から引き続き春日部市立医療センターに勤務した期間とみなす。